## 東邦監査法人における実効的な組織運営(ガバナンス)に関する取組み

平成30年9月25日 東邦監査法人

平成 29 年 3 月 31 日、監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会から「監査法人の組織的な運営に関する原則《監査法人のガバナンス・コード》」が公表されました。当該原則は多くの構成員からなる大手監査法人を念頭に策定されたものであり、中小規模の当監査法人では現在採用しておりません。

しかしながら、当該原則が策定された趣旨に鑑み、当監査法人としての実効的な組織運営に関する取組み状況を次のとおりまとめましたので、ここにご報告申し上げます。

監査法人の組織的な運営に関する原則		査法人の組織的な運営に関する原則	東邦監査法人における取組み
		《監査法人のガバナンス・コード》	
原則	1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財	
		務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加	
		者等の保護を図り、もって国民経済の健全	
		な発展に寄与する公益的な役割を有してい	
		る。これを果たすため、監査法人は、法人	
		の構成員による自由闊達な議論と相互啓発	
		を促し、その能力を十分に発揮させ、会計	
		監査の品質を組織として持続的に向上させ	
		るべきである。	
指針	1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識	◆当監査法人は、「社会の負託に公正かつ誠実に応
		し、会計監査の品質の持続的な向上に向	え、もって「信頼」される監査法人」を経営理念
		け、法人の社員が業務管理体制の整備にそ	とし、「監査品質の維持・向上(監査の品質を何
		の責務を果たすとともに、トップ自ら及び	よりも重視する)」を経営方針の最重要項目とし
		法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に	て掲げております。
		果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべ	◆法人内の研修会等の場を利用して、法人トップと
		きである。	しての所信表明を実施し、トップの姿勢を明らか
	1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持	にしております。
		すべき価値観を示すとともに、それを実践	◆品質管理部において業務管理体制の更なる整備に
		するための考え方や行動の指針を明らかに	取組んでおり、社員会、理事会等がその取組み状
		すべきである。	況を適宜チェックしております。
			◆経営理念・経営方針・行動指針を法人執務室に貼
			付すると共にホームページ上においても掲載し、
			社員・職員に浸透するよう努めております。
	1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高	◆監査の品質管理を重視した人事評価を行ってお
		め、職業的懐疑心や職業的専門家としての	り、各自が設定した目標に対する達成度合いも確
		能力を十分に保持・発揮させるよう、適切	認しております。
		な動機付けを行うべきである。	◆人事評価は監査の品質管理を重視したものとなっ
			ており、人事評価により職業的懐疑心や職業的専
			門家としての能力を保持し発揮する動機づけがな
			されております。これらの評価は最終的には社員
			会において討議され、給与や昇格等を決定する際
			に考慮すべき重要な要素としております。

監査法人の組織的な運営に関する原則
《監査法人のガバナンス・コード》

醸成すべきである。

1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査 を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的 に議論を行う、開放的な組織文化・風土を

## 東邦監査法人における取組み

- ◆当監査法人では、経営方針において「社員・職員 の幸福の追求」を掲げており、これを受けた行動 指針において「個人の人格を尊重した開放的組織 風土を醸成する」と定めております。
- ◆会計監査を巡る課題等については、主として品質 管理部が必要に応じメール等の手段により情報の 共有を図っております。
- ◆各監査現場やチームミーティングの場において は、職位や年次に関わらず、メンバーによる積極 的な議論が行われております。
- ◆社員・職員からの提案を踏まえ、品質管理部内で 積極的な検討会議が行われております。
- ◆法人内研修では、一部ディスカッション形式も採 用し、有意義な意見交換がなされております。
- ◆法人執務室はすべてフリーアドレスとなっており、オープンな空間において社員・職員の自由な意見交換が行われております。
- 1-5 監査法人は、法人の業務における非監査 業務 (グループ内を含む。) の位置づけに ついての考え方を明らかにすべきである。
- ◆監査クライアントからの要望に対しては、独立性 の制限に抵触しないよう十分留意しつつ、可能な 限り対応しております。

	監	査法人の組織的な運営に関する原則	東邦監査法人における取組み
		《監査法人のガバナンス・コード》	
原則	2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な	
		向上に向けた法人全体の組織的な運営を実	
		現するため、実効的に経営(マネジメン	
		ト)機能を発揮すべきである。	
指針	2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメン	◆当監査法人では社員より選出した理事をメンバー
		ト)機関を設け、組織的な運営が行われる	とする理事会が機動的かつ効率的に法人運営に当
		ようにすべきである。	たるとともに、最重要事項については社員会によ
			り意思決定を行っております。
	2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期	◆指針 2-1 の記載内容をご参照ください。
		待に応え、組織的な運営を確保するため、	◆当監査法人の品質管理部は、品質管理担当(監査
		以下の事項を含め、重要な業務運営におけ	マニュアル整備、日常的監視、審査等)研修担
		る経営機関の役割を明らかにすべきであ	当、IFRS 担当、IT 評価担当等で構成されており
		る。	ます。
		・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に	◆監査業務における重要事項については審査委員会
		大きな影響を及ぼし得るような重要な事	で、最重要事項については臨時社員会での検討を
		項について、監査法人としての適正な判	経て、適正な判断が確保されるよう整備しており
		断が確保されるための組織体制の整備及	ます。
		び当該体制を活用した主体的な関与	◆監査基準・監査実務指針に従って、経営者ディス
		・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に	カッションを含む企業理解のための監査マニュア
		対応するための、経済環境等のマクロ的	ルを整備しております。
		な観点を含む分析や、被監査会社との間	
		での率直かつ深度ある意見交換を行う環	
		境の整備	◆監査現場における OJT、研修制度を通して、人材
		・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門	育成に取り組んでおります。
		家としての能力を保持・発揮させるため	◆監査の品質管理を重視した人事評価が公平性をも
		の人材育成の環境や人事管理・評価等に	って実施されております。
		係る体制の整備	◆IT 評価担当は、深度ある監査を実現するため、
		・ 監査に関する業務の効率化及び企業にお	日々、IT の有効活用に向けた検討を重ねており
		いても IT 化が進展することを踏まえた	ます。
		深度ある監査を実現するための IT の有	
1			1

効活用の検討・整備

# 監査法人の組織的な運営に関する原則 《監査法人のガバナンス・コード》

2-3 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

## 東邦監査法人における取組み

- ◆職員から社員への昇格は、一定の形式的な昇格基準を満たした職員の中から、専門的知識、監査業務の品質、職業倫理の遵守状況、人格の誠実性、協調性、公正性、責任感等の観点から社員会で議論・検討のうえ決定しております。
- ◆理事は社員会において社員の中から互選により選出しております。
- ◆理事は監査実務に精通していることはもちろんの こと、法人の組織的運営のためにリーダーシップ を発揮できるかどうかを判断基準に選出しており ます。

	監	査法人の組織的な運営に関する原則	東邦監査法人における取組み
	《監査法人のガバナンス・コード》		
原則	3	監査法人は、監査法人の経営から独立した	
		立場で経営機能の実効性を監督・評価し、そ	
		れを通じて、経営の実効性の発揮を支援する	
		機能を確保すべきである。	
指針	3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実	◆当監査法人では、社員会が理事会を監督する仕組
		効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発	みとなっておりますが、経営機関としての社員会
		揮を支援する機能を確保するため、監督・評価	に関しては下記理由により、経営から独立した立
		機関を設け、その役割を明らかにすべきであ	場で監督・評価する機関を設けておりません。
		る。	・当監査法人は少人数で構成されており、各社員間
	3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的	の相互監督・牽制により経営の実効性を確保でき
		な役割を果たす観点から、自らが認識する課題	ること
		等に対応するため、監督・評価機関の構成員	・全社員が無限連帯責任を負いながら、社員会また
		に、独立性を有する第三者を選任し、その知見	は理事会により経営に参画していること
		を活用すべきである。	
	3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選	
		任された独立性を有する第三者について、例	
		えば以下の業務を行うことが期待されることに	
		留意しつつ、その役割を明らかにすべきであ	
		<b>ప</b> .	
		・ 組織的な運営の実効性に関する評価への	
		関与	
		・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報	
		酬の決定過程への関与	
		・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報	
		酬に係る方針の策定への関与	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		・内部及び外部からの通報に関する方針や	
		手続の整備状況や、伝えられた情報の検	
		証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参	
		加者等との意見交換への関与	
	3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実	
		効的に果たすことができるよう、監 <b>督・</b> 評価機関	
		の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報	
		が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行	
		われる環境を整備すべきである。	

監査法人の組織的な運営に関する原則		東邦監査法人における取組み
《監査法人のガバナンス・コード》		) (
原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの 必要な情報等を適時に共有するとともに経営 機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる 体制を整備し、業務運営に活用すべきである。 また、法人内において会計監査の品質の向上 に向けた意見交換や議論を積極的に行うべき である。	◆監査の現場及び法人執務室では、社員・職員を問わず自由な意見交換がなされており、社員・職員の双方向で必要な情報等を適時に共有しております。 ◆社員会・理事会・品質管理部での決定事項は、適時に社員・職員へ通知し、また監査チームにおいてはチームディスカッションを通じて情報を共有しております。 ◆その他、指針1-4記載内容をご参照下さい。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、 職業的専門家としての能力を保持・発揮させる ために、法人における人材育成、人事管理・評 価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべき である。その際には、法人の構成員が職業的 懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価され るべきである。	◆指針 1-3 記載内容をご参照下さい。
4-3	<ul> <li>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</li> <li>・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的</li> </ul>	◆当監査法人の品質管理部は、品質管理担当(監査マニュアル整備、日常的監視、審査等)研修担当、IFRS 担当、IT 評価担当等で構成され、分野ごとにその知見や経験を考慮の上、社員・職員が配置されております。 ◆当監査法人では、非監査業務での経験や資格取得支援制度等を通して、社員・職員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得するための機会を提供しております。 ◆適正な人事評価を実施するとともに、計画的に社員・職員を配置することで、その能力を活用しております。

◆その他、指針 1-3 記載内容をご参照下さい。

に活用すること

監査法人の組織的な運営に関する原則
《監査法人のガバナンス・コード》

- 4-4 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の 経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を 尽くすとともに、監査の現場における被監査会 社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。
- 4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。

## 東邦監査法人における取組み

- ◆監査基準・監査実務指針に基づく、経営者とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションにおいて、監査リスク等について率直かつ深度ある意見交換を実施しております。
- ◆監査の現場においては、経理担当者等と適時に十 分な意見交換や議論を行っております。
- ◆当法人では、法人内外からもたらされる情報に適切に対処するため「監査の品質管理規程」に方針及び手続を定めており、通報者が不当な取扱いを受けることがないよう留意するとともに、伝えられた情報を適切に活用する方針となっております。

監査法人の組織的な運営に関する原則			東邦監査法人における取組み
		重点人 の	来が血直は八(こが)。4(血)/
臣則			
原則	5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できる	
		よう、十分な透明性を確保すべきである。また、	
		組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに	
LIS AT		対する内外の評価を活用すべきである。	
指針	5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資	◆本原則への取組み状況を HP で公表しておりま
		本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の	<i>す</i> 。
		適用の状況や、会計監査の品質の向上に向け	
		た取組みについて、一般に閲覧可能な文書、	
		例えば「透明性報告書」といった形で、わかりや	
		すく説明すべきである。	
	5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説	他の「原則」「指針」をご参照ください。
		明すべきである。	
		・ 会計監査の品質の持続的な向上に向け	指針 1-1 をご参照ください。
		た、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役	
		割を主体的に果たすためのトップの姿勢	
		・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観	指針 1-2 をご参照ください。
		及びそれを実践するための考え方や行動	
		の指針	
		・ 法人の業務における非監査業務(グループ	指針 1-5 をご参照ください。
		内を含む。)の位置づけについての考え方	
		・ 経営機関の構成や役割	指針 2-1 をご参照ください。
		・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価	原則3をご参照ください。
		機関の構成員に選任された独立性を有す	
		る第三者の選任理由、役割及び貢献	
		・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行っ	原則 3、指針 5-4 をご参照ください。
		た、監査品質の向上に向けた取組みの実	
		効性の評価	
	5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向け	◆被監査会社との間では、経営者とのディスカッシ
		た取組みなどについて、被監査会社、株主、そ	ョン、監査役等とのコミュニケーションにおいて
		の他の資本市場の参加者等との積極的な意見	意見交換が積極的に実施されています。
		交換に努めるべきである。その際、監督・評価	◆株主、その他の資本市場の参加者等に対しては、
		機関の構成員に選任された独立性を有する第	日本公認会計士協会のホームページの上場会社監
		三者の知見を活用すべきである。	査事務所登録情報に品質管理システム概要書並び
			に説明書類を開示しており、それらを通じて当監
			査法人の品質管理の概要を発信しております。
			◆その他、原則 3 記載内容をご参照下さい。
<u> </u>			. 1 101 WANT - HOLDER A H C - 5 WL C + 0

監査法人の組織的な運営に関する原則		東邦監査法人における取組み
	《監査法人のガバナンス・コード》	
5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品	◆当監査法人では、品質管理システムのモニタリン
	質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に	グや監査業務の定期的検証により監査品質の向上
	評価すべきである。	に向けた取組の実効性を定期的に評価しておりま
		す。
		◆当監査法人としての実効的な組織運営に関する取
		組み状況について、今後定期的に評価していく予
		定であります。
5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見	◆当監査法人では、本原則の適用状況について今後
	交換から得た有益な情報や、本原則の適用の	定期的に評価していく予定であり、その評価結果と
	状況などの評価の結果を、組織的な運営の改	資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情
	善に向け活用すべきである。	報を、組織的な運営の改善に向けて活用していきま
		す。
		◆その他、指針 5-3 記載内容をご参照下さい。